

令和6年度 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

開催要項

- 1 目的** 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、介護職員等による喀痰吸引等を実施することができることとなったことから、本事業は居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。
- 2 実施主体** 石川県
- 3 実施機関** 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター
研修協力機関 石川県公立大学法人 石川県立看護大学附属地域ケア総合センター
- 4 受講対象** 介護福祉士、障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設等（医療機関を除く。）で、福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等（以下「介護職員等」という。）で、以下の条件①～④を全て満たす者。
- ① **別紙1**に定める対象者で、現に、喀痰吸引等が必要な利用者がいること。
※受講申込にあたり、事前に利用者又は利用者の保護者の了解を得ておくこと。
 - ② 事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービスではないこと。（**別紙1**参照）
 - ③ 基本研修（現場演習）及び実地研修については、研修受講対象者が業務に従事する事業所等に委託する予定であるため、その委託の受け入れが可能であること。
→ **委託対象事業所**：**別紙2**に定める実地研修の対象となる事業所・施設等の要件を満たす事業所等であること。
 - ④ 基本研修（現場演習）及び実地研修の際の指導看護師等を確保できること。
→ **指導看護師等**：別に定める「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）実施要領」に基づく自己学習を修了した者。
- ※ 別途、「令和6年度指導者養成事業（特定の者対象）」の申込み受付中です。
※ 令和5年度以前に指導者養成事業（特定の者対象）において、DVD等による自己学習を既に修了された方については、再度の申込みは不要です。
※ 実地研修開始前に実地研修先に指導看護師等が在籍していることが分かる書類（指導者養成事業報告書受領書の写し）を提出していただきます。

【令和5年度以前に当該研修を受講し既に修了された方】

ケアを行う利用者が増える場合などは「実地研修のみ」を実施することになりますので、本研修を再度受講する必要はありません。

※ 受講の対象であるか判断が難しい場合は、4ページ 「14 問合せ先」 の（1）へ問い合わせてください。

注意1 平成24年3月31日までに、運用の範囲で、在宅障害者等に対するたんの吸引等の行為を実施していた方で既に県への従事者登録をお済みの方については、今回の研修を受講しなくても、経過措置対象者（別紙3参照）として、現在実施している行為を引き続き行うことができます。（登録がお済みでない方は速やかに申請してください。）

5 定 員 24名

※受講希望者が定員を超過した場合、受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。
※受講希望者が定員を超過した場合、現に喀痰吸引等が必要な方の人数や緊急性等を勘案し、受講者を決定します。

6 研修内容（日時・実施方法等） ※詳細は、5ページの別表参照

（1）基本研修（講義）

1日目 8月3日（土）Zoomを使用したオンライン研修

Zoom入室9:00～、オリエンテーション9:20～9:30、研修9:30～16:50

2日目 8月4日（日）Zoomを使用したオンライン研修

Zoom入室9:00～、オリエンテーション9:20～9:30、研修9:30～12:40

（2）筆記試験・基本研修（演習）

3日目 8月17日（土）集合研修

会場：石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）

受付8:30～8:45、オリエンテーション8:45～9:00、

筆記試験9:00～9:30、研修9:45～16:15

（3）基本研修（現場演習）・実地研修

特定の者がいる在宅等で、所属法人の指導看護師の指導の下実施します。

筆記試験に合格後に、実地研修に係る事務手続きを行います。手続き後（9月中旬以降実施予定）、特定の者がいる在宅等で、指導看護師等による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施します。

7 受講費用

- ・受講料 1,500円（石川県証紙の提出）
- ・資料代等 5,000円（指定口座へ振入）
- ・実地研修に係る賠償責任保険料 2,000円（実地研修開始前に指定口座へ振入）

※受講費用のお支払方法は、受講決定時に詳細をお知らせします。

8 申込期間 6月24日（月）～7月10日（水）まで

※受講希望者が定員を超過した場合、受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。

9 申込方法

ホームページからの申込手順

- ① 石川県社会福祉協議会サイト (URL : <https://www.isk-shakyo.or.jp>) の上部メニュー「**福祉の研修**」をクリックしてください。
- ② 表示されている「研修新着情報」の一覧から受講希望の研修名をクリックすると、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ③ 希望の研修であることを確認のうえ、右欄の「**申込**」をクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ④ 必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「**申込確認画面**」で内容を確認し、「**申し込む**」をクリックして、申込完了です。
- ⑤ 申し込みされた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。（なお、この受講確認メールは受講承認という意味ではありません。）

10 受講承認 定員の範囲で受講者を承認し、7月12日（金）頃、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

11 個人情報 皆様から提供いただいた個人情報は、本研修で使用する受講者名簿等の作成に利用します。ただし、個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

12 オンライン受講

(1) PC等は、必ずカメラ（外付けカメラ可）とマイク付きのものを準備してください。

受講には、パソコンの使用を推奨します。研修ではテキストをご覧いただきながら受講いただきますが、講義の説明用に画面上に表示される資料は配布しません。スマートフォンでは、文字が小さくなり見えない場合があります。また、一画面の最大表示人数が4人となるため、グループワーク時に支障が出る場合があります。

(2) インターネット利用に係る通信料は受講者の負担となります。

(3) 詳細は、受講決定時にご案内します。

13 その他

(1) 研修の全課程を修了した受講者に、修了証明書を交付します。

(2) 3日目は、出欠確認用の印鑑をご持参願います。また、昼食は、各自でご準備ください。

(3) 3日目は、対面による実技演習を行います。感染症等の予防対策として、マスクを着用して受講いただきますようご理解、ご協力をお願いします。

14 問合せ先

(1) 制度関係（受講対象、実地研修対象施設の要件、経過措置 等）

石川県健康福祉部障害保健福祉課 自立支援グループ 担当：大地 TEL 076-225-1428
石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ 担当：折戸 TEL 076-225-1416

(2) 研修関係（申込方法、日程 等）

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 担当：山口・田中
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ 4F
TEL 076-221-1833 FAX 076-221-1834

別表

令和6年度 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（特定の者対象）研修内容

日時	区分	科目	項目	時間数
1日目 8月3日 (土) オンライン	基本研修（講義）	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等 ・在宅での感染対策 	3時間
2日目 8月4日 (日) オンライン		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3時間
3日目 8月17日 (土) 集合 石川県立看護大学		喀痰吸引等に関する演習（シミュレーター演習）	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 	3時間
筆記試験合格後 9月中旬以降に 実施予定	試験	筆記試験		30分
	基本研修（演習）	喀痰吸引等に関する演習（シミュレーター演習）	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻） 	研修 6時間 程度
	基本研修（現場演習）	喀痰吸引等に関する演習（現場演習）	<p>※利用者のいる現場において、指導看護師が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って実施（プロセスの評価）</p> <p>※評価表全ての項目が「手順どおり実施できる」となった場合に演習終了</p>	必要な 時間
	実地研修	実地研修	<p>指導看護師等による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施</p> <p>※評価を行う際に、利用者の意見聴取が可能な場合、利用者の意見も踏まえた上で評価実施</p> <p>※評価表全ての項目で連続2回「手順どおり実施できる」となった場合に実地研修終了</p>	必要な 時間

厚生労働省が示す「特定の者対象の研修事業」の対象

特定の者対象の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応をするものであり、事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービスについては、特定の者対象の研修事業の対象としない予定。また、その他の居宅サービスについては、上記の趣旨を踏まえ、ALS等の重度障害者について、個別的な関係性を重視したケアを行う場合に、特定の者対象の研修を実施していただきたい。

ALS等の重度障害者とは、以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

〈障害名等の例〉

- ・筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 又はこれに類似する神経・筋疾患
- ・筋ジストロフィー
- ・高位頸髄損傷
- ・遷延性意識障害
- ・重症心身障害 等

実地研修の対象となる事業所・施設等の要件

1 利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、たんの吸引等の実地研修の実施と介護職員等、利用者のかかりつけ医等の医師、訪問看護事業所等との連携対応について介護職員等から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師等の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

2 医療関係者による的確な医学管理

- (1) 指導看護師等が医師以外の場合、利用者のかかりつけ医等の医師から指導看護師等に対し、書面による必要な指示があること。
- (2) 家族、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等、保健所の保健師等、介護職員等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- (3) 利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

3 たんの吸引等の水準の確保

- (1) 実地研修においては、指導看護師等が介護職員等を指導する。
- (2) 介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であって、現場演習における評価基準を満たした者であること。
- (3) たんの吸引等については、利用者のかかりつけ医等の医師に承認された介護職員等が、指導看護師等の指導の下、承認された行為について行うこと。
- (4) 当該利用者に関するたんの吸引等について、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。
- (5) 在宅等においては、医師、看護師等と連携した本人・家族、経験のある介護職員等が、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等の指示の下、指導の補助を行うことができる。

4 体制整備

- (1) たんの吸引等を実施する事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、在宅の場合には、利用者ごとに医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護事業所等との連携による安全確保体制を整備しておくこと。また、施設等の場合には、関係者からなる安全委員会を設置すること。
- (2) 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該介護職員等は、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。

- (3) たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- (4) 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- (5) ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、たんの吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- (6) 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等との連絡体制が構築されていること。
- (7) 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

5 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

6 その他

- (1) 実地研修の場において指導看護師等を、介護職員等数名につき、1人以上の配置（実習先への派遣を含む。）が可能であること。
- (2) 指導看護師等は、指導者養成事業を修了した者であること。
- (3) 指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこととし、医師・看護師等と連携した本人・家族又は経験のある介護職員等が実地研修の指導の補助をすることも可能とする。また、指導看護師等は、実地研修の評価を行うものとする。

経過措置対象者の範囲

現在、運用上の取扱いとして下記の通知（※）により喀痰吸引等の実施が認められている介護従事者については、現在、実施している行為に関しては、研修を改めて受講しなくとも、喀痰吸引等を適切に行うための知識・技能を修得している旨の証明書類を提出し、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の都道府県知事の認定証の交付を受けて、喀痰吸引等を実施することとなる。

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

		在宅(療養患者・障害者)	特別支援学校(児童生徒)	特別養護老人ホーム(高齢者)
対象範囲	たんの吸引	口腔内 (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔	○	○
		気管カニューレ 内部	○	—
	経管栄養	胃ろう	—	○ (胃ろうの状態確認は看護師) (胃ろうの状態確認は看護師)
		腸ろう	—	○ (腸ろうの状態確認は看護師)
		経鼻	—	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)
要件等	①本人との同意	・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意) ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない	・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意	・入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理	・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護	・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的な指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備	・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保	・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認	・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備	・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保	・学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等	・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等

↑

↑

↑

上記通知の該当番号

①

②

③

注意1 上記表の対象範囲のうち、○印がついていない行為については、通知の範囲に含まれていないため、経過措置の対象とならず、研修を受講しなければ実施することができません。

注意2 たんの吸引であっても通知に基づいて、現在、実施している以外の行為（口腔内のたんの吸引を行っていた者が同じ利用者に対して新たに気管カニューレ内部のたんの吸引を行う場合等）を行う場合も、経過措置の対象とならず、研修を受講しなければ実施することができません。